

石垣市都市計画マスタープラン

【概要版】

令和4年(2022年)3月

石垣市

序章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」をさします。住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映させ、まちづくりの将来ビジョンを確立し、地区の目指すべき「まち」の姿を定めるものです。

2. 背景と目的

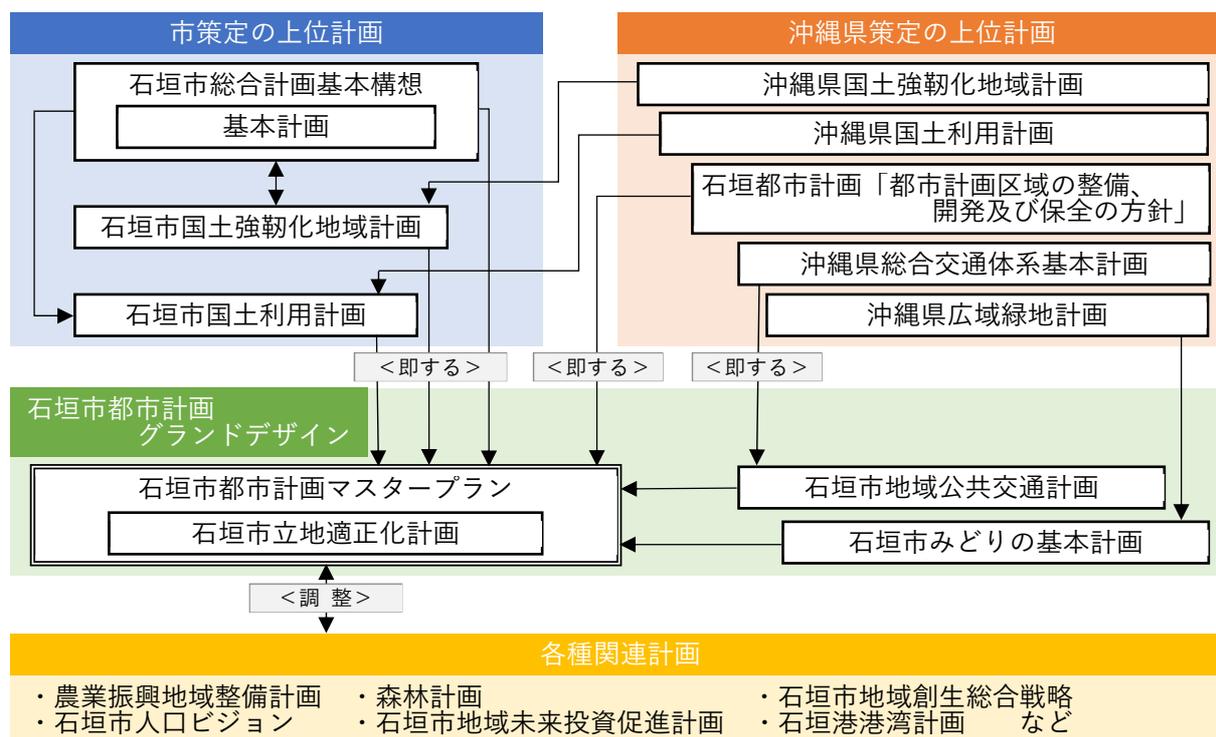
我が国の都市をめぐる社会経済情勢は、人口減少・超高齢化の進展、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約や交通・情報通信ネットワークの進展等に伴う生活圏の広域化など大きく変化しています。また、平成 23 年(2011 年)の東日本大震災をはじめ近年は国内各地で地震や豪雨、台風などの大規模自然災害が頻発していることから、明和津波を経験している石垣市(以下、「本市」という。)においては、特に津波災害への防災意識とともに安全・安心に関する意識が高まっています。

本市では平成 25 年(2013 年)3月に新石垣空港が開港し、これに伴い入域観光客数が大幅に増加しており、大きな経済波及効果をもたらしています。その一方で、都市環境や都市インフラに与える影響、新型コロナウイルス感染症による観光産業をはじめとした関連業界への影響が大きいこともあり、持続可能な観光の創出のためにも、高度な都市的土地利用や観光における量から質への転換など、島全体における高付加価値観光への取り組みが大きく求められています。

そのため、上位計画にあたる石垣市総合計画の将来像の実現に向けて、土地利用の方針や道路、公園、下水道の整備方針といった観点から、都市の基本目標を定め、長期的な展望にたち、まちづくりを進めていく道筋を明らかにすることを目的とし、「石垣市都市計画マスタープラン」の改定を行いました。

さらに、都市に関する多様な課題を総合的に解決するため、本計画の改定と合わせ「石垣市立地適正化計画」、「石垣市地域公共交通計画」、「石垣市都市計画道路見直し計画」、「石垣市みどりの基本計画」を『石垣市都市計画グランドデザイン』として一体的に策定し、今後の市の定める都市計画の基本とします。

3. 位置づけ



第1章 石垣市のまちづくりの課題

1. 社会情勢の変化とまちづくりの課題

(1) 少子・高齢化社会への対応を基調とした誰もが快適に暮らせる環境の充実

本市においても、将来は人口減少と少子・高齢化の進行が予測されており、高齢化の進展する集落部においては、都市サービスへのアクセス性の低下が喫緊の課題となっていることから、誰もが快適に暮らせる環境の充実に向けて、市街地部では都市機能（道路・公園、医療・福祉等）の充実、集落地域では公共交通・情報の充実による市街地との連携強化等が必要となっています。

(2) 安全・安心の要請に基づく災害に強いまちづくりの構築

明和大津波を経験している本市においては、特に津波や高潮といった沿岸災害を主として安全・安心に関する意識が高まっていますが、市街地の多くの範囲が5m以上の津波浸水想定区域や高潮浸水想定区域となっているなど、都市構造上の課題を抱えており、総合的に災害に強いまちづくりの構築が求められます。

(3) 地球環境保護と自然環境との共生に基づく低炭素型まちづくりの推進

貴重な自然環境と共生しながら低炭素型まちづくりの推進を図ることが必要ですが、観光客増加による都市機能の拡充は本市の発展の礎になっていることから、保全と開発の調和に配慮する必要があります。

(4) 社会経済活動のグローバル化と交流人口増大に対応する基盤の拡充

市民生活との調和を図りながら、社会経済活動のグローバル化と交流人口増大に対応する基盤の拡充を推進する必要があります。

2. 石垣市における都市計画の課題

(1) 土地利用に関する課題

- ① 無秩序な開発の抑制と安心・安全な市街地形成への対応
- ② 新たな都市構造に対応した適切な土地利用の誘導

(2) 中心市街地・都市施設の整備に関する課題

- ① 中心市街地における都市機能の強化や魅力向上による賑わいの再生
- ② 新たな市街地における将来土地利用に対応する都市基盤整備と良好な市街地環境の形成
- ③ 既成市街地における計画的な都市基盤の整備による良好な市街地環境の形成

(3) 広域及び地域交通体系に関する課題

- ① 港湾や空港における広域交通体系の確立
- ② 公共交通サービスが脆弱な集落地域と市街地を連携する地域交通体系の構築

(4) 自然環境、歴史・文化資源の保全・形成に関する課題

- ① 自然環境、歴史・文化資源の保全
- ② 都市景観の保全・形成

第2章 石垣市の将来像

1. 将来像

日本最南端の自然文化国際交流都市

2. 目標とする都市像

- (1) 持続可能な環境共生型島しょ都市
- (2) 緑や水系に守られた自然豊かな都市
- (3) 人々が集い、憩う市街地と集落部が連携した快適な生活都市
- (4) 誰も取り残すことのない、全ての人に優しい都市
- (5) 人・もの・情報が行き交う国際交流都市
- (6) 伝統が躍動し、個性と賑わいに満ちた芸能文化都市

3. 目標年次

令和 13 年 (2031 年) : 中間年次
令和 23 年 (2041 年) : 目標年次

4. 人口フレーム

本市の将来人口目標は、「第2期石垣市地域創生総合戦略(石垣市人口ビジョン)」にしたがい、令和13年(2031年)は、おおむね49,900人、令和23年(2041年)は、おおむね50,800人と設定します。

5. 将来都市構造

本市は、八重山圏域の島々を結ぶ石垣港を中心に都市機能が集積した市街地が形成され、市の中央から北部においては、亜熱帯地域を代表する森林が広がり、周辺海域にはサンゴ礁が発達した豊かな自然環境を有していることから、石垣港を中心とした市街地と自然環境、優良農地とのバランスある土地利用を図ることにより、「日本最南端の自然文化国際交流都市」にふさわしい環境負荷の小さい持続可能な低炭素型都市構造の実現を目指します。

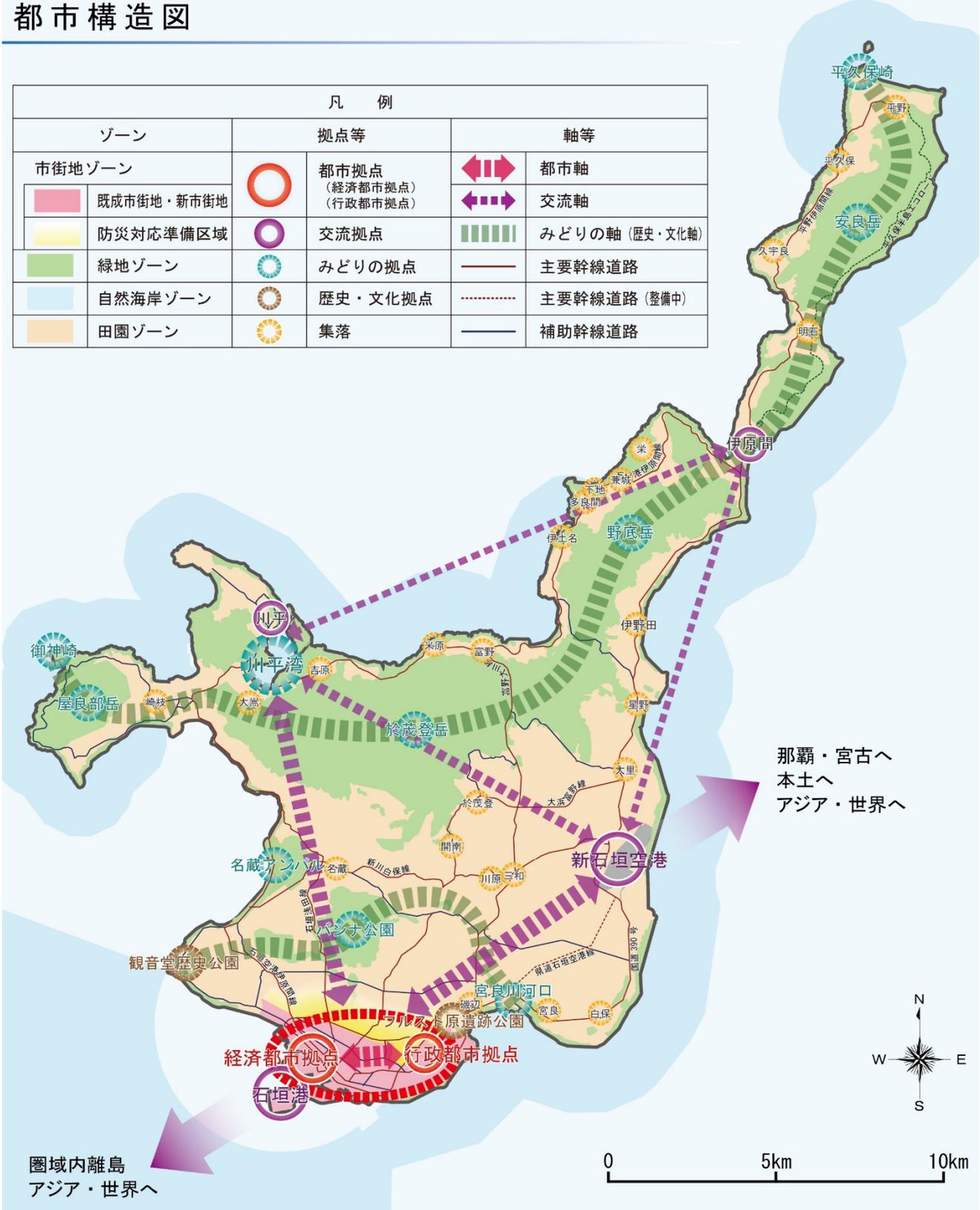
また、石垣港を中心とした中心市街地と空港跡地の2核で市の中心を構成し、市の中心(2つの都市拠点)と各種拠点を有機的に結ぶとともに、各集落から都市拠点へアクセスしやすいネットワークの構築を目指します。

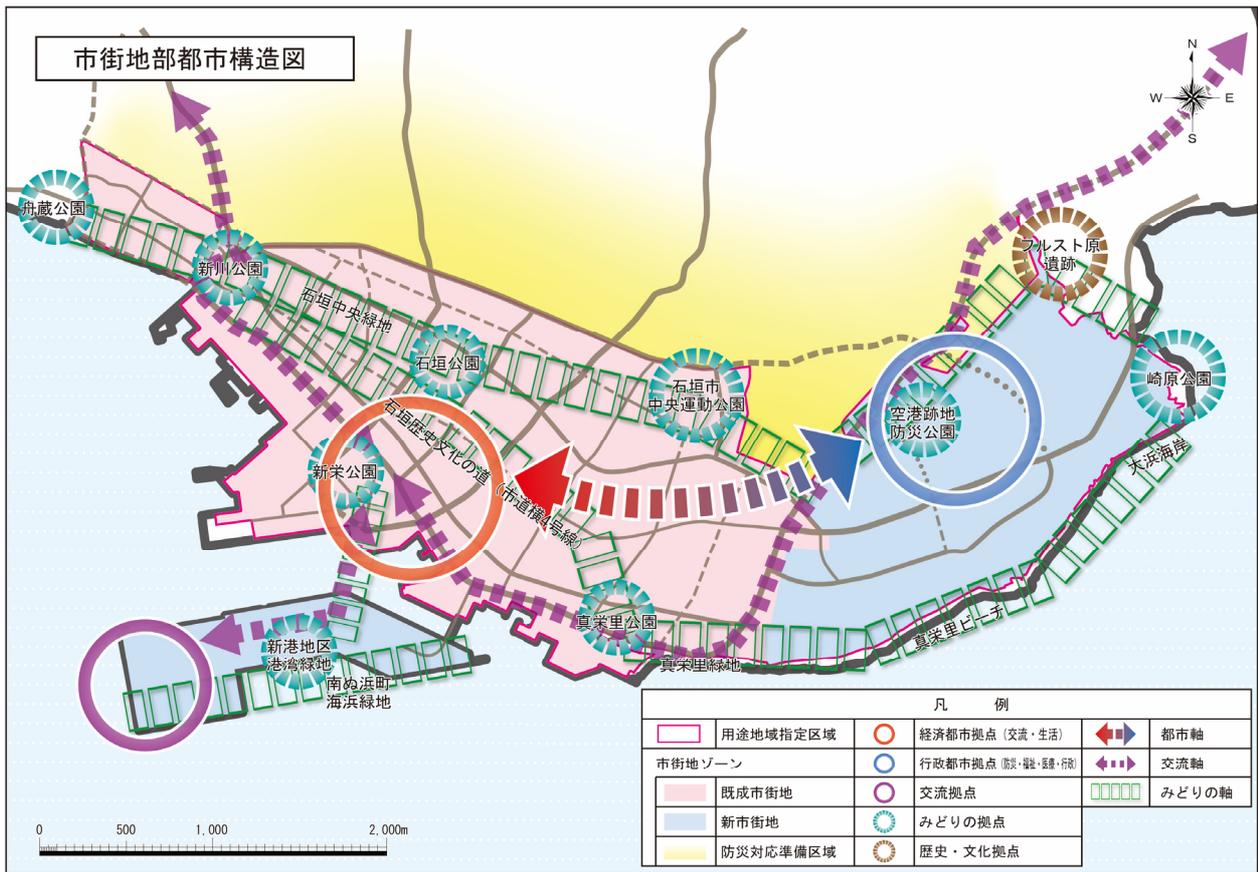
さらに、本市の人口及び都市機能は石垣港周辺の市街地に集中していますが、市街地の広範囲が高潮浸水想定区域や津波災害警戒区域に指定されており、特に南海岸付近は最大浸水深5m以上が予測されており甚大な被害が想定されます。そのため、人口・都市機能が集中する市街地では、市街地と連坦するエリアを含めた高台部において都市・居住機能の拡充を図り、沿岸災害(津波・高潮)に強い市街地の形成を目指します。

ゾーン	ゾーンは現況の土地利用や地域の特徴を踏まえ、「市街地ゾーン」、「緑地ゾーン」、「自然海岸ゾーン」、「田園ゾーン」の4つに区分し、都市環境と自然環境が調和した土地利用の誘導を目指します。
拠点	拠点は人、交通、主要施設などの配置状況等を勘案し、「都市拠点」、「交流拠点」、「みどりの拠点」、「歴史・文化拠点」の4つに区分し、体系的な拠点の整備・誘導を行い、持続的な発展と生活の質の向上を目指します。
軸	軸は各拠点と道路配置状況等を勘案しつつ、公共交通によるネットワークを形成する「交流軸」、「みどりの軸」、「都市軸」の3つに区分し、各拠点が相互に連携、補完できるように効率的な軸の形成を図ります。

都市構造図

凡 例		
ゾーン	拠点等	軸等
市街地ゾーン	都市拠点 (経済都市拠点) (行政都市拠点)	都市軸
既成市街地・新市街地		交流軸
防災対応準備区域	交流拠点	みどりの軸(歴史・文化軸)
緑地ゾーン	みどりの拠点	主要幹線道路
自然海岸ゾーン	歴史・文化拠点	主要幹線道路(整備中)
田園ゾーン	集落	補助幹線道路





第3章 まちづくり分野別の方針

1. 土地利用の方針

(1) 少子・高齢化社会への対応を基調とした誰もが快適に暮らせる環境の充実

- ◆ 今後の人口減少や高齢化の進展を見据えながら、石垣港を中心とした経済都市拠点（既成市街地）は交流・生活機能等の都市既往の誘導を図ります。
- ◆ 空港跡地を中心とした行政都市拠点（新市街地）については防災、医療・福祉、行政等の都市機能の誘導を図り、市街地の2核を中心に都市機能の維持・強化と計画的な土地利用を進めます。

<防災対応準備区域について>

新たな都市的土地利用の需要への対応や、明和大津波を教訓とした最大クラス津波への長期的な減災対策として、市街地に隣接した高台エリアを「防災対応準備区域」として設定し、甚大な被害が想定される低地部からの移転の受け皿として備えつつ、沿岸災害（津波・高潮）に強い市街地形成に努めます。

本区域は、都市経営の観点から市街地と連坦する区域を基本とするものの、今後、都市的土地利用が進み、土地利用のコントロールが必要かつ、都市構造上、既存の用途地域と一体的な市街化が望ましい地区から、優先的かつ早期に用途地域指定と計画的な土地利用に向けた検討を進めます。

なお、具体的な区域については、関係機関及び関係団体、農業従事者等との協議・調整が必要であり、図面上の表記については、その検討範囲として示したものとなります。

<防災・減災調整区域について>

用途地域指定区域のうち、津波想定浸水深がおおむね5m以上の区域（経済都市拠点に隣接し都市機能を支えるエリアを除く）では、津波が発生した際に甚大な被害が想定されることから、防災・減災調整区域として位置づけ、災害リスク軽減を目指した土地利用の推進を図ります。また、津波避難ビル指定の推進や継続した避難訓練の実施、低層居室への対策など、ハード対策とソフト対策を組み合わせることにより防災・減災機能の向上を図ります。

(2) 田園環境共生地域

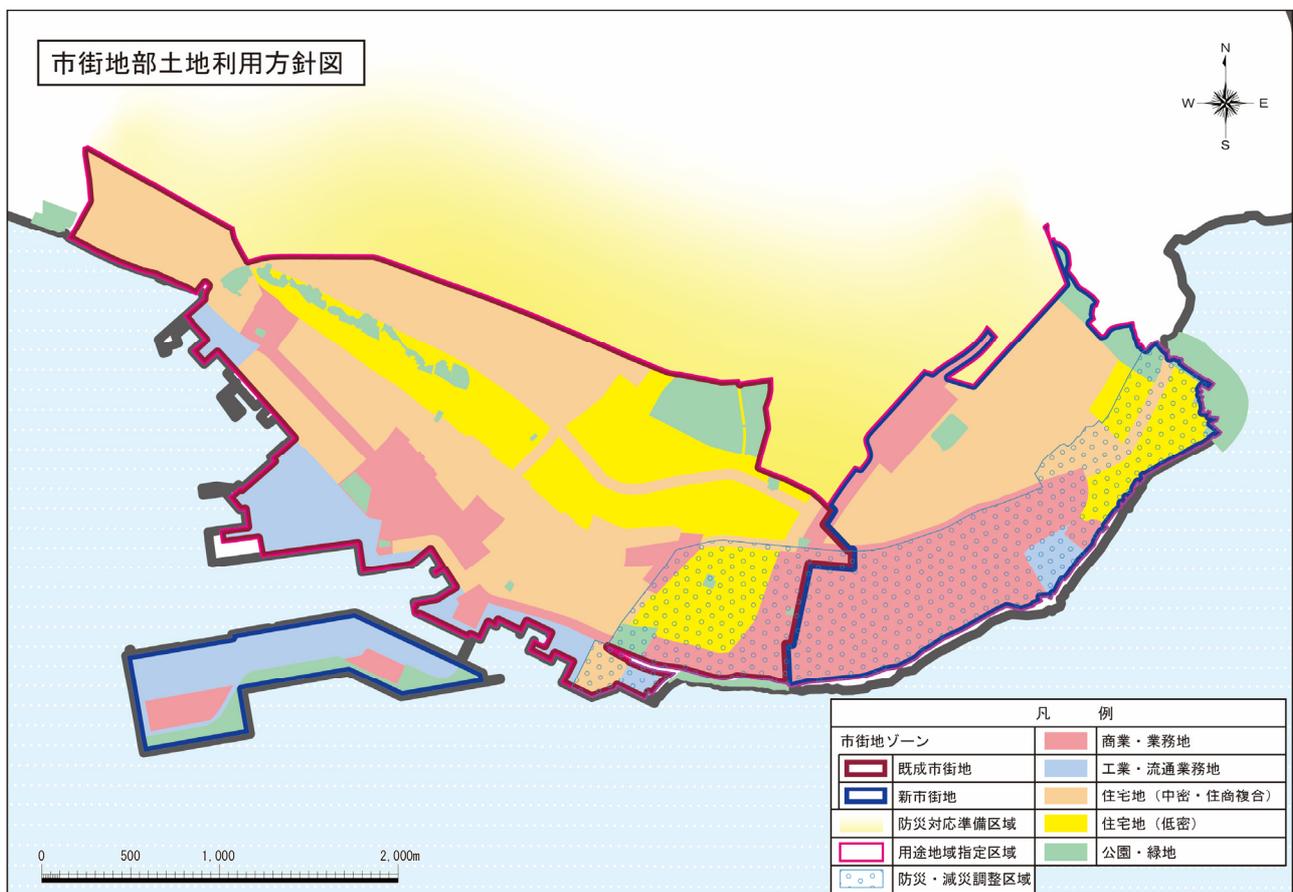
- ◆ 田園環境共生地域については、農地や森林の自然環境と集落が調和した土地利用を図る地域とします。
- ◆ 集落地域については、今後も集落での生活や地域コミュニティ機能を維持していくため、日常生活に不可欠な施設の誘導を図ります。

(3) 森林環境保全地域

- ◆ 森林、緑地等は豊かな亜熱帯の自然環境を支える基本となることから、その保全を図るとともに水源涵養、林産物生産といった森林域の公的機能及び経済的な役割を保持するための保護・管理の推進を図ります。

(4) 海岸環境保全地域

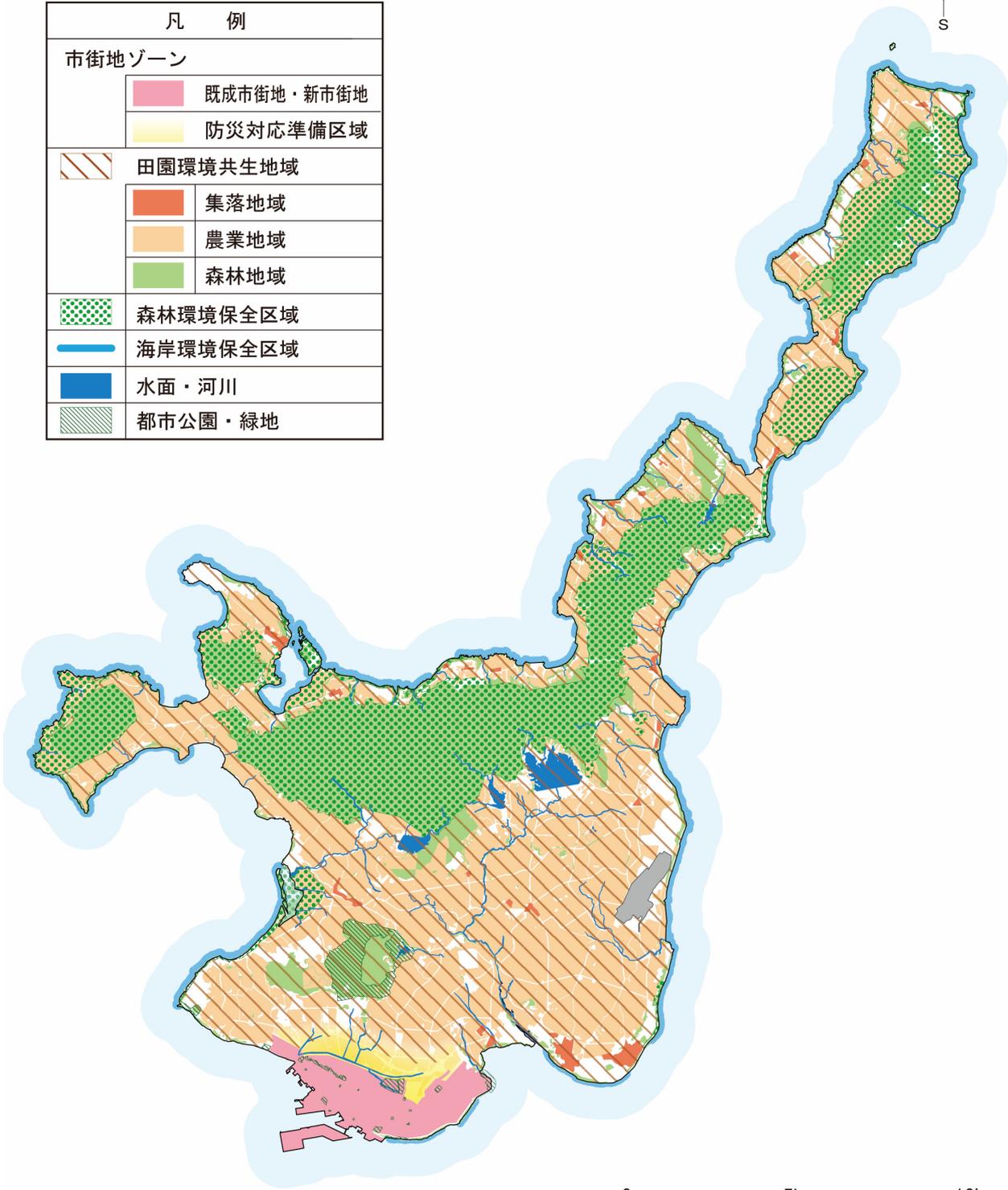
- ◆ 海岸環境保全地域は、サンゴ礁・海崖・干潟・砂浜等の良好な自然環境が残っており、多種多様な動植物が生息する貴重な空間を形成していることから、自然海岸の積極的な保全・活用を推進します。



※防災対応準備区域の範囲については暫定であり、今後検討を行うものとします

土地利用方針図

凡 例	
市街地ゾーン	
	既成市街地・新市街地
	防災対応準備区域
	田園環境共生地域
	集落地域
	農業地域
	森林地域
	森林環境保全区域
	海岸環境保全区域
	水面・河川
	都市公園・緑地



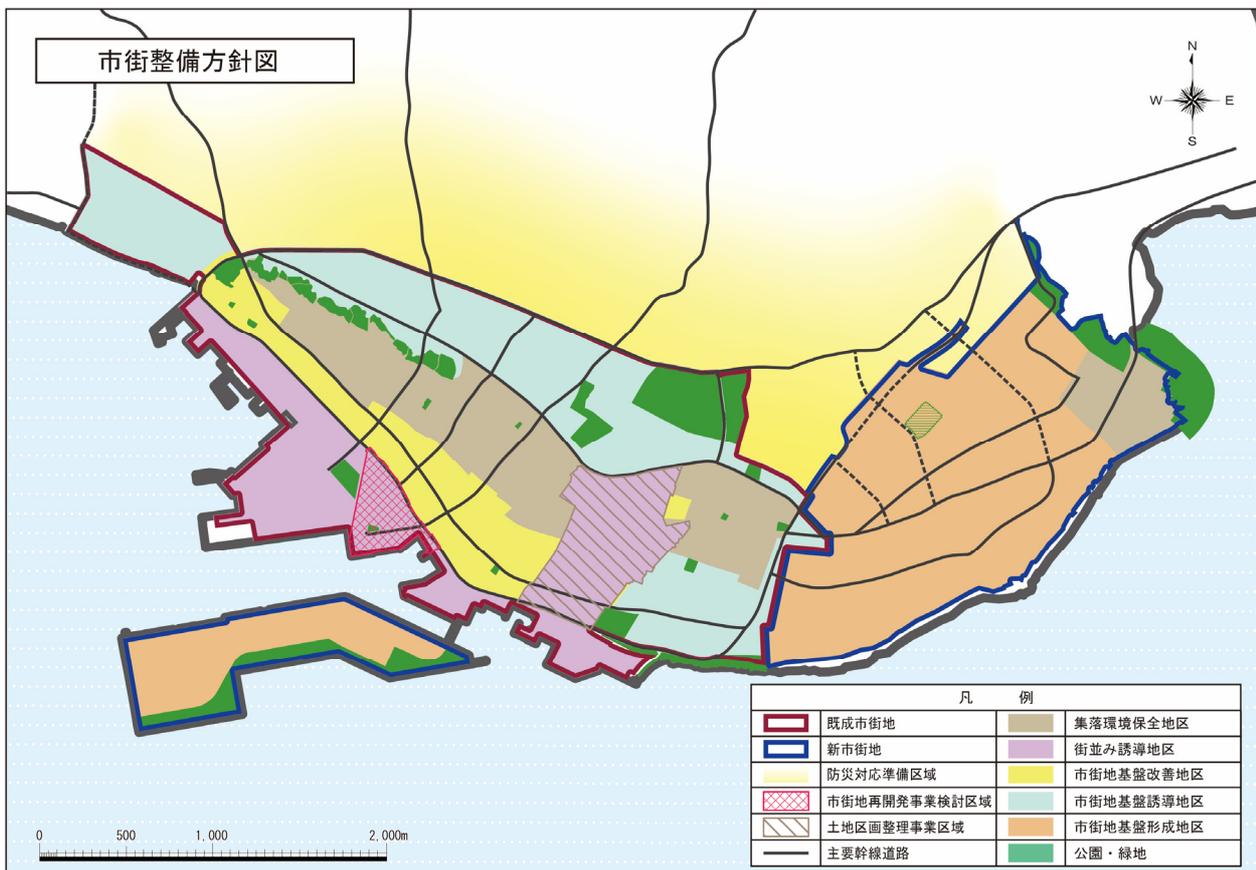
2. 市街地整備・住環境整備の方針

(1) 賑わいを創出させる市街地の形成

- ◆ 既成市街地においては市街地の整備により質的向上と機能維持、交流・生活機能の充実に努め、八重山圏域の都市拠点として魅力ある市街地の形成を図ります。
- ◆ 石垣市庁舎の跡地を中心とする美崎町地区では歴史的な商業空間との連続性を確保した一体的な賑わいの創出を図るとともに、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちづくりに努めます。

(2) 生活の質を向上させる市街地の形成

- ◆ 集落環境保全地区は、歴史的資源の積極的な保全・再生による住宅地の形成を図るとともに、道路改善等による交通利便性の向上を図ります。
- ◆ 街並み誘導地区は、地区計画等の活用を検討し、魅力ある成熟したまちづくりを進めます。
- ◆ 市街地基盤改善地区は歩行者環境の改善や拡幅整備を行い、機能向上を図ります。また、二項道路の改善や老朽化建築物の更新を促し、良好なまちなみを創出する基盤改善を図ります。
- ◆ 市街地基盤誘導地区では、幹線道路からつながる生活道路の改良と道路ネットワークの構築を進め、良好な住環境の形成に努めます。
- ◆ 既成市街地においては、空き家等の適正管理の推進や積極的な利活用の推進を図ります。
- ◆ 市街地基盤形成地区では、道路、下水道、公園等の都市基盤の整備を促進します。
- ◆ 空港跡地においては、土地区画整理事業の推進や、隣接した地域との一体的な幹線道路等の整備を図ります。
- ◆ 空港跡地及びその周辺においては地区計画等の導入により秩序ある良好な居住環境の形成を図ります。



3. 都市施設の整備方針

■3-1. 道路・交通体系の整備方針

(1) 都市活動を支える体系的な道路網の構築

- ◆ 道路交通の円滑化と広域道路ネットワークの形成に向け、幹線道路の整備を推進します。
- ◆ 幹線道路を補完する補助幹線道路についても整備を促進し、集落と市街地の有機的な連携に考慮したネットワークの構築を図ります。

(2) 魅力ある道路環境の実現

- ◆ 国道 390 号バイパスと一般県道石垣空港線の一部については、近隣商業地域への用途指定による賑わい創出のほか、景観上の配慮から無電柱化を推進するとともに、地区計画により「石垣らしさ」を創出するなど良好な道路景観の形成に努めます。

(3) 安心で快適な道路空間の形成

- ◆ 歩行空間の確保及びバリアフリー化や無電柱化を促進し、高齢者や障がい者等が円滑に移動できる歩行空間の整備を進めます。

(4) すべての人の利便性に応える移動手段の確保

- ◆ 高齢者等の交通弱者や、多様な市民ニーズに対応したインクルーシブ社会の実現を目指すため、公共交通に関する軸を公共交通軸として位置づけ、主要交通拠点となる中心市街地や空港跡地、新石垣空港、石垣港や、集落、主要公共公益施設等を連携する公共交通システム及び道路環境の整備を促進します。
- ◆ 路線バスの採算性の低い路線では持続可能な公共交通ネットワークとなるよう、観光客の利用も想定した路線バス網全体の見直し検討を進めます。
- ◆ 八重山圏域の中心都市として海と空の交通をシームレスにつなぐ陸上交通体系の構築を図ります。

■3-2. 広域交通機関の整備方針

(1) 港湾機能の充実

- ◆ 港湾機能の分離分担を図りながら、埠頭用地、泊地等の整備拡充を促進するとともに、八重山圏域の物流拠点としての機能充実に努めます。
- ◆ 八重山圏域の交流拠点として、防災機能の強化による安全性の確保を図るとともに、石垣港離島旅客ターミナル及び周辺の整備等に努め、市街地と港湾の一体的な整備による利便性の向上を図ります。
- ◆ 新港地区においては国際旅客船ターミナル施設の整備と機能拡充を図るとともに、臨港道路新港3号線の整備による中心市街地との交通アクセスの強化に努めます。

(2) 空港機能の充実

- ◆ 新石垣空港においては利用者へのサービス向上を図るため、ターミナル空間の整備拡充を推進します。
- ◆ 新石垣空港と石垣港をつなぐ一般県道石垣空港線の整備を促進し、広域交通機関の効果的な活用を図ります。
- ◆ 空港周辺は、環境や景観と調和したターミナルビル、周辺緑地の整備、駐車場の緑陰樹の充実、歩行空間における緑陰樹・花木等の充実等により緑豊かなゲート空間の創出に努めます。

■3-3. 公園・緑地の整備方針

(1) 市街地における都市公園の整備推進

- ◆ 整備が遅れている市街地での都市公園・緑地の整備を促進し、市民に身近で利用しやすい公園づくりに努め、安らぎ空間の創出を図ります。
- ◆ 整備後、長期間経過し、老朽化やニーズに合わなくなった公園においては、長寿命化や魅力ある公園への再整備について検討を進めます。
- ◆ 空港跡地の中心部では、石垣市庁舎や県立八重山病院等の災害対策拠点施設と連携した災害対策機能を有した防災公園（近隣公園）の整備を促進します。また、民間活力導入の検討もあわせて進め、新市街地における市民の憩い・賑わい交流の場としての機能確保及びサービス向上を図ります。

(2) 地域特性を生かした公園の整備

- ◆ 市街地では、地域の魅力が活かされる公園づくりを推進します。
- ◆ 市街地以外の集落域は立地条件を活かし、海岸域を含めた公園整備、自然観察のできる公園、文化財を取り込んだ歴史性のある公園等、地域特性を活かした公園の整備を推進します。
- ◆ フルスト原遺跡周辺においては、空港跡地利用との連携に配慮し、歴史的環境や緑地等を活かした空間の整備及び周辺整備を推進し、観光資源としての活用を図ります。

(3) 公共施設等におけるみどりのある空間の確保

- ◆ 公共施設、交通広場、ポケットパーク、公開空地など、まちなかのオープンスペースの緑化の充実を進め、地域コミュニティ活動の促進を図ります。

(4) ユニバーサルデザイン化の推進

- ◆ 都市公園は、子供から高齢者や障がい者等の多くの市民の憩いの場としての役割を果たす必要があることから、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた各種施設整備・改善を進めます。

■3-4. 下水道の整備方針

(1) 市街地における公共下水道整備の推進

- ◆ 市街地においては、既成市街地の未整備エリアに加え、新市街地における公共下水道の整備を推進し、普及率の向上を図ります。
- ◆ 空港跡地を含む新市街地では、土地区画整理事業が予定されていることから、基盤整備と一体的に整備を促進します。

(2) 集落域の汚水処理施設の整備

- ◆ 集落については、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の整備手法により汚水処理施設の整備を推進します。

(3) 供用開始地区における接続率の向上

- ◆ 下水道施設の供用開始地区については、下水道の機能や役割、効率等を積極的に啓発し、接続率の向上に努めます。

(4) 防災対策の強化

- ◆ 大雨の際に冠水が頻発する箇所については、必要に応じ排水容量の拡大を図るなど、雨水を適切に処理できるよう重点的な整備を図ります。また、激甚化する災害への対応を強化するため、流出抑制を図る雨水浸透柵や雨水貯留施設の設置の推進を図ります。

4. 自然的環境又は保全の方針

(1) みどりの保全と活用

- ◆ 於茂登山系を中心とする国立公園に指定されている緑地については、生物多様性の確保を図ります。
- ◆ 水源涵養等の機能が果たせるように自然環境の保全と有効活用を図ります。
- ◆ 海岸線を取り巻く緑地については、防風林、防潮林としての機能が十分果たせるように保全・育成を図ります。なお、大規模な開発を行う際は、自然環境との調和に十分留意しながら進めます。
- ◆ 市街地においては、御嶽林等がみどりの拠点となっており、都市公園や道路等の整備を進めるなかで保全・活用を促進し、石垣港新港地区ではみどりの創出を図ります。

(2) 水辺空間の保全と活用

- ◆ 河川は多様な機能、魅力が活かされるよう保全に努め、人々が水と親しめる空間の創出を図ります。
- ◆ 赤土等流出防止対策については今後とも、緑肥作物の栽培やグリーンベルト設置を促進し、効率的・持続的な取り組みを推進します。

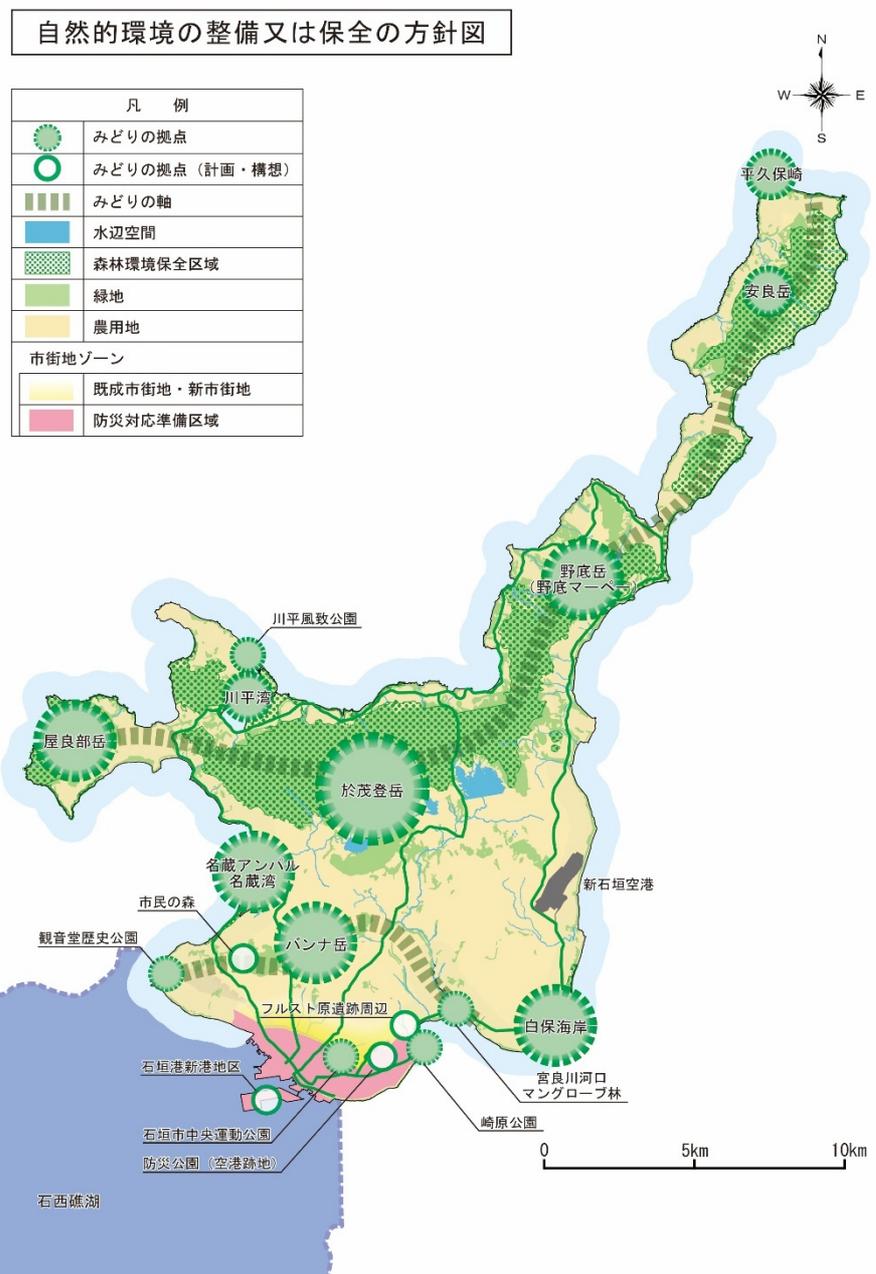
- ◆ 石垣島の周辺海域や海岸域は国土の保全、災害防止を目的とする護岸整備は必要最小限にとどめ、自然海岸の保全を図ります。

(3) 市民参加と行政によるみどりづくりの推進

- ◆ みどりが減少している市街地では、石垣市まちかどボランティア制度の周知徹底に努め、私有地の敷地内及び生垣や花壇などの道路沿いの緑化を推進します。
- ◆ 私有地におけるみどりづくりの意識を高めるためにも、公共施設内における緑化を推進しみどり空間の創出を図ります。

(4) 環境負荷の低減に向けた都市づくり

- ◆ 様々な再生可能エネルギーの普及・導入を促進するなど、環境負荷の低減に向けて取り組みます。



5. 景観形成の方針

(1) 良好な市街地景観の保全・形成

- ◆ 市街地に残る赤瓦屋根をもつ伝統的住宅、フクギなどの屋敷林や屋敷囲いの石垣などは風格ある町並みには欠かせないものであることから保全を図ります。
- ◆ 屋外広告物の規制誘導等の検討を進めるとともに、新市街地においては、地区計画等を導入し、建物の色彩の統一及び「石垣らしさ」の創出を図ります。

(2) 集落景観の保全・整備

- ◆ 伝統的な集落である川平、白保、宮良等の集落に見られる伝統的赤瓦木造住宅や屋敷囲いの石垣やフクギの屋敷林から構成される風景は、保全・修復を推進し、良好な屋敷林の保全・育成を図るとともに、各種制度の活用について検討を進めます。
- ◆ 開拓移民によって形成された集落である名蔵、崎枝、伊原間等は、自然の緑の保全・活用、生垣の推進等によりうるおいのある集落景観の形成を図ります。

(3) 自然景観の保全

- ◆ 平久保半島から於茂登連山を経て屋良部半島に至る山地部、海岸部そして河川沿いに分布する自然緑地は、本地の貴重な「みどりの軸」として積極的に保全・育成を図ります。

6. 都市防災の方針

(1) 地震・津波・高潮対策

- ◆ 防災対応準備区域においては、計画的かつ段階的な居住の誘導を進めます。
- ◆ 防災・減災調整エリアを含めた市街地における災害リスクの高い地域では、社会福祉施設や教養文化施設等の高齢者及び不特定多数の方が利用する施設の移転を推進します。

(2) 火災対策

- ◆ 既成市街地では不燃化の促進や、空き家の適正な管理を図り、生活道路の改良や共同建替えによるオープンスペースの確保など、災害に強い市街地形成を進めます。

(3) 浸水対策

- ◆ 集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、河川、海岸、道路、下水道その他の施設の整備を促進し治水機能の強化を図ります。

(4) 土砂災害対策

- ◆ 土砂災害から住民の生命と財産を守るため、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策を推進するとともに、土砂災害のおそれのある区域については、住民への意識啓発、警戒避難体制の整備を促進します。

(5) 災害時の拠点やライフラインの機能強化

- ◆ 用途地域内の都市公園は、広域的な防災拠点として必要な整備を推進するとともに、行政都市拠点となる空港跡地においては防災公園の整備を促進します。

(6) 観光客の安全・安心の確保

- ◆ 多くの観光客が利用する空港、港、観光施設及びその周辺では、津波や台風などの緊急時の観光客の避難ルート確保や日常的に情報発信できる基盤整備を図ります。

7. 福祉のまちづくりの方針

(1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- ◆ 建築物のバリアフリー化はもちろんのこと、すべての人にとってやさしいものとなるようユニバーサルデザインの理念に基づいた整備を推進します。
- ◆ 本市の都市活動を担う経済都市拠点と行政都市拠点の2つの都市拠点は、すべての人が安全・安心に活動できるようユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(2) 住み慣れた地域で住み続けられる環境づくり

- ◆ 少子高齢化社会の中では、医療施設、子育て支援施設、介護施設、障がい者施設、日常的な買い物を行う施設などを生活拠点に誘導すること等により、誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らしていける包摂的（ソーシャルインクルージョン）なまちづくりを促進します。

(3) 協働による福祉のまちづくりの推進

- ◆ 行政のみならず民間企業、地域住民がそれぞれの立場において福祉のまちづくりへ取り組める施策の推進を図ります。

8. 観光・交流のまちづくりの方針

(1) 自然環境への負荷の抑制

- ◆ 観光による開発や利用にあたっては、過度な負荷を与えないよう、環境に配慮した取り組みを進めます。

(2) 島の暮らしや文化を活かした観光の推進

- ◆ 石垣特有の集落や市街地環境の保全を図るとともに、集落や市街地内での暮らしを体験できる空き家の宿泊施設利用なども推進します。
- ◆ 交流の拠点となる中心市街地においては、多くの観光客に訪れてもらえるよう、繁華街としての魅力に加え、民俗芸能等に触れることができる場の創出など、まち歩きが楽しめる環境づくりを推進します。
- ◆ 中心市街地の魅力の情報発信を進めるとともに、フェリーによる来航者やレンタカー利用者がアクセスしやすい環境整備を推進します。

(3) 多様な過ごし方に対応するコンテンツや環境づくり

- ◆ ワークーションをはじめとする中長期の滞在に対応しやすい環境づくりや、ゴルフ場などの自然活用型の施設、見学・体験施設など、島の特性を活かした時間消費型のコンテンツの拡充を図り、新たな交流機会の拡大を図ります。

(4) 移動しやすく地域や環境に負荷の少ない交通環境の整備促進

- ◆ 新港地区における大型クルーズ船入港時の交通問題に対応するため、新港地区と中心市街地を結ぶアクセスの強化を図ります。
- ◆ レンタカーの増加による交通環境の悪化や環境への負荷を抑制するため、バスや自転車等の利用しやすい環境を整えるとともに、フェリーを含めた多様な移動手段をシームレスに結びます。

(5) 来島者を迎える環境づくり

- ◆ 来島者を迎える玄関口となる空港や港、バスターミナル周辺は、高齢者や障がい者、外国人などを含むすべての人々がストレスなく利用や移動ができるよう、施設や案内表示等の整備・改善を進めます。

第4章 地域別構想

1. 北部地域

<地域の将来像>

自然・農地・集落が調和した亜熱帯のエコ地域づくり

豊かな自然環境と生活を支える農地、さらには人々の暮らしとともに培われた歴史・文化の保全と適正な利活用を図り、亜熱帯海洋都市にふさわしいまちづくりの形成を目指します。また、将来に渡って集落での生活やコミュニティを維持し、住み慣れた地域で住み続けられるまちづくりを目指します。

玉取崎からの平久保半島への眺望



まちづくり方針図【北部地域】



2. 西部地域

<地域の将来像>

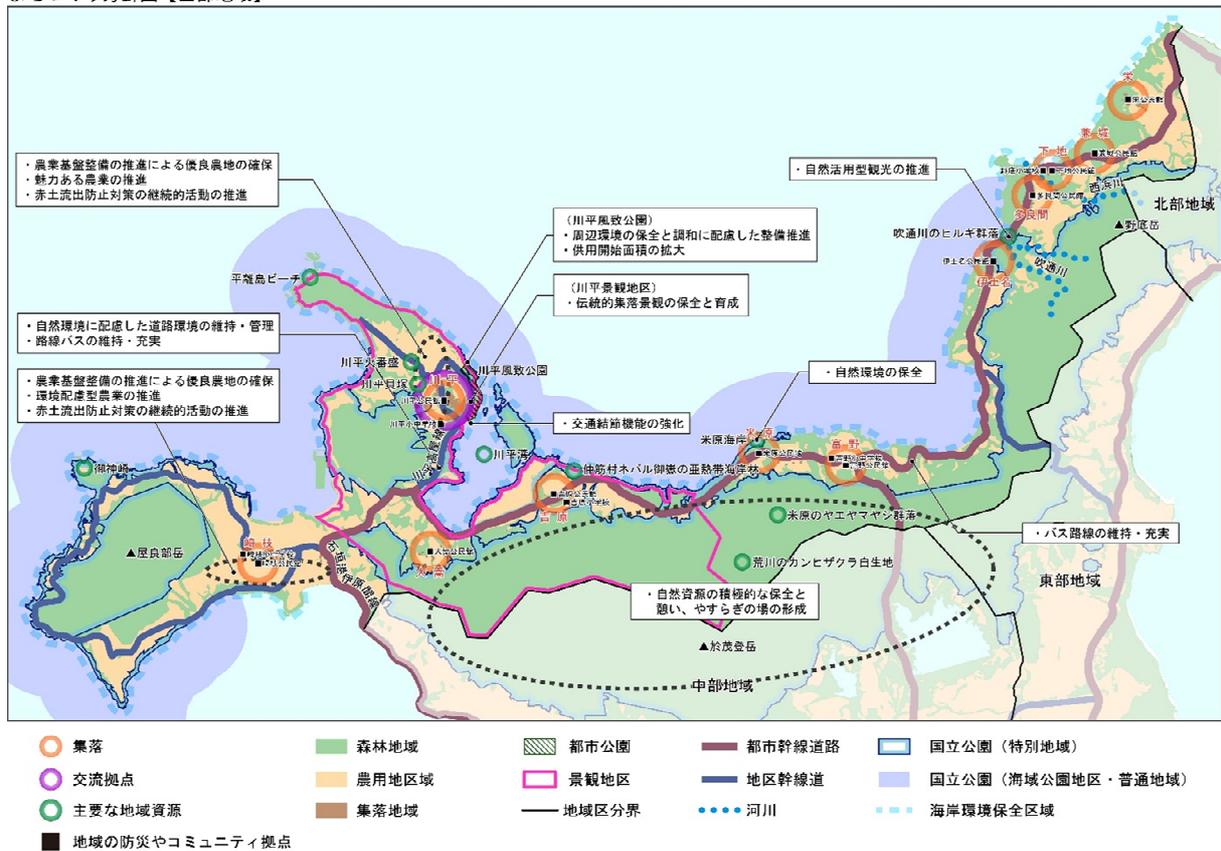
眺める海・遊ぶ海と暮らしが共存した地域づくり

海や山地など、本市を代表する豊かな地域資源を積極的に活かし、伝統的な暮らしの中で地域住民と来訪者の交流機会の創出による活気あふれる地域の形成を目指します。また、これまでの集落機能を維持・強化することにより、地域資源の持つ魅力を発揮し、美しく伝統ある集落環境を次世代に継承していくことを目指します。



本市の代表的景勝地：川平湾

まちづくり方針図【西部地域】



土地利用の方針

- ◆ 自然資源を活かした観光と伝統的な集落環境が調和した土地利用
- ◆ 集落形態の保全と無秩序な開発の抑制
- ◆ 農地からの赤土流出防止の実施

交通体系の方針

- ◆ 自然環境に配慮した道路環境の維持・管理
- ◆ 集落内の生活道路における良好な歩行空間の確保
- ◆ 道路植栽の継続的な維持・管理

基盤・住環境整備の方針

- ◆ 自然に囲まれたうるおいとゆとりある集落環境の維持
- ◆ 地域住民と観光事業の連携による観光客が安心して滞在できる地域づくり

自然・景観の方針

- ◆ 豊かな自然緑地の保全と積極的な活用
- ◆ 生態系を活用した防災・減災への取り組みの推進
- ◆ うるおいのある集落景観の向上

3. 中部地域

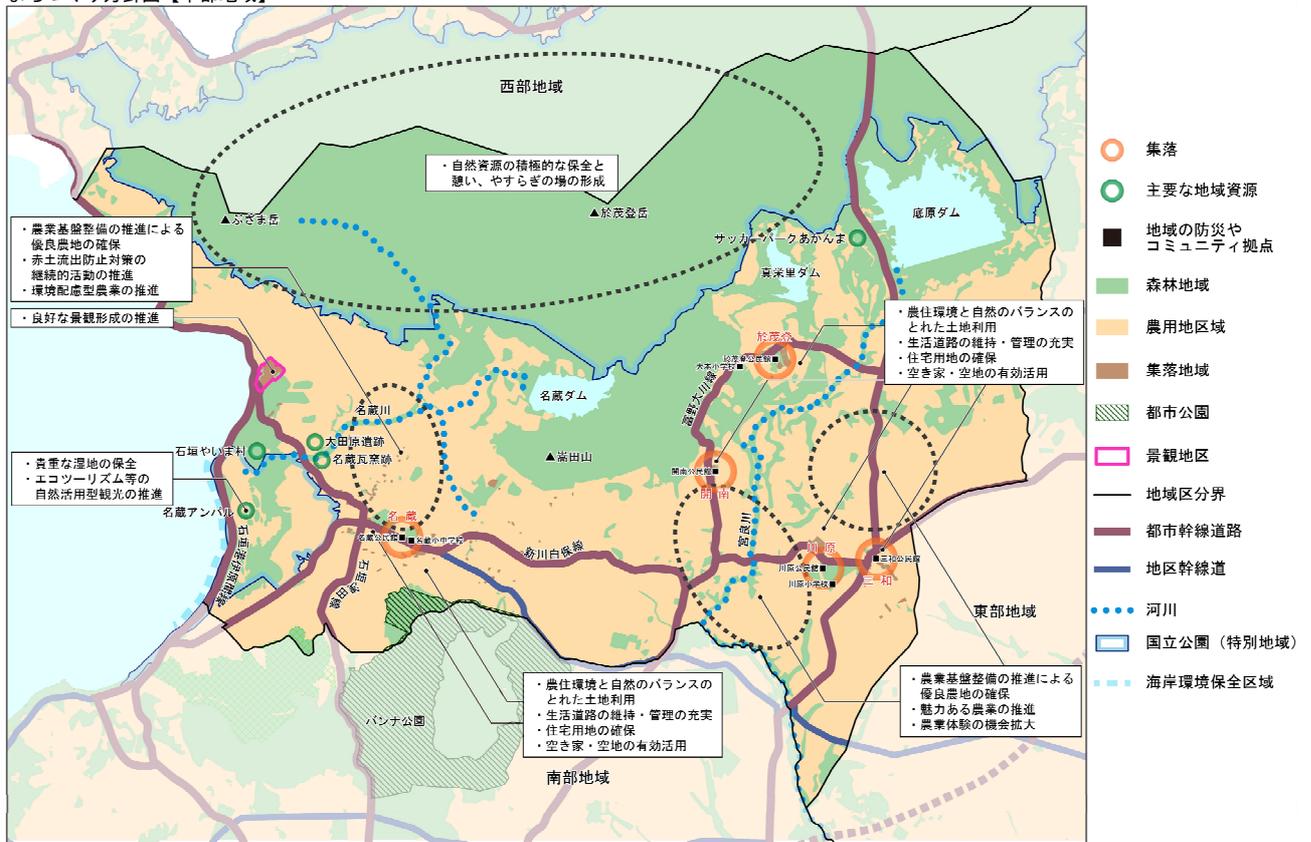
<地域の将来像>

大湿原と森林のみどり豊かな自然にふれ合える地域づくり

ラムサール条約登録湿地である名蔵アンパルを含む名蔵湾や於茂登岳及び周辺の山地が生み出す豊かな自然環境を保全しつつ、積極的な利活用により自然とふれあい、地域住民と来訪者の交流機会の創出を目指します。また、市街地から近く、自然とふれあえるという特性を積極的に活かしながら、若者の定住を促進し地域活性化を目指します。



まちづくり方針図【中部地域】



土地利用の方針

- ◆ ゆとりある集落環境を維持と農住環境と自然のバランスのとれた土地利用
- ◆ 赤土等流出防止対策の継続的かつ効率的な活動の推進

交通体系の方針

- ◆ 街路樹の整備促進による緑の軸の形成
- ◆ 生活道路における維持・管理の充実
- ◆ 路線バスの維持と利便性向上

基盤・住環境整備の方針

- ◆ 自然の緑や農地に囲まれた豊かな集落環境の維持
- ◆ 空き家・空地の有効活用と住宅用地の確保
- ◆ 自主防災組織の機能及び体制構築

自然・景観の方針

- ◆ 於茂登岳及びその周辺山地の豊かなみどりの積極的な保全・育成
- ◆ 歴史資源の積極的な保全と周辺環境の整備活用の検討

4. 東部地域

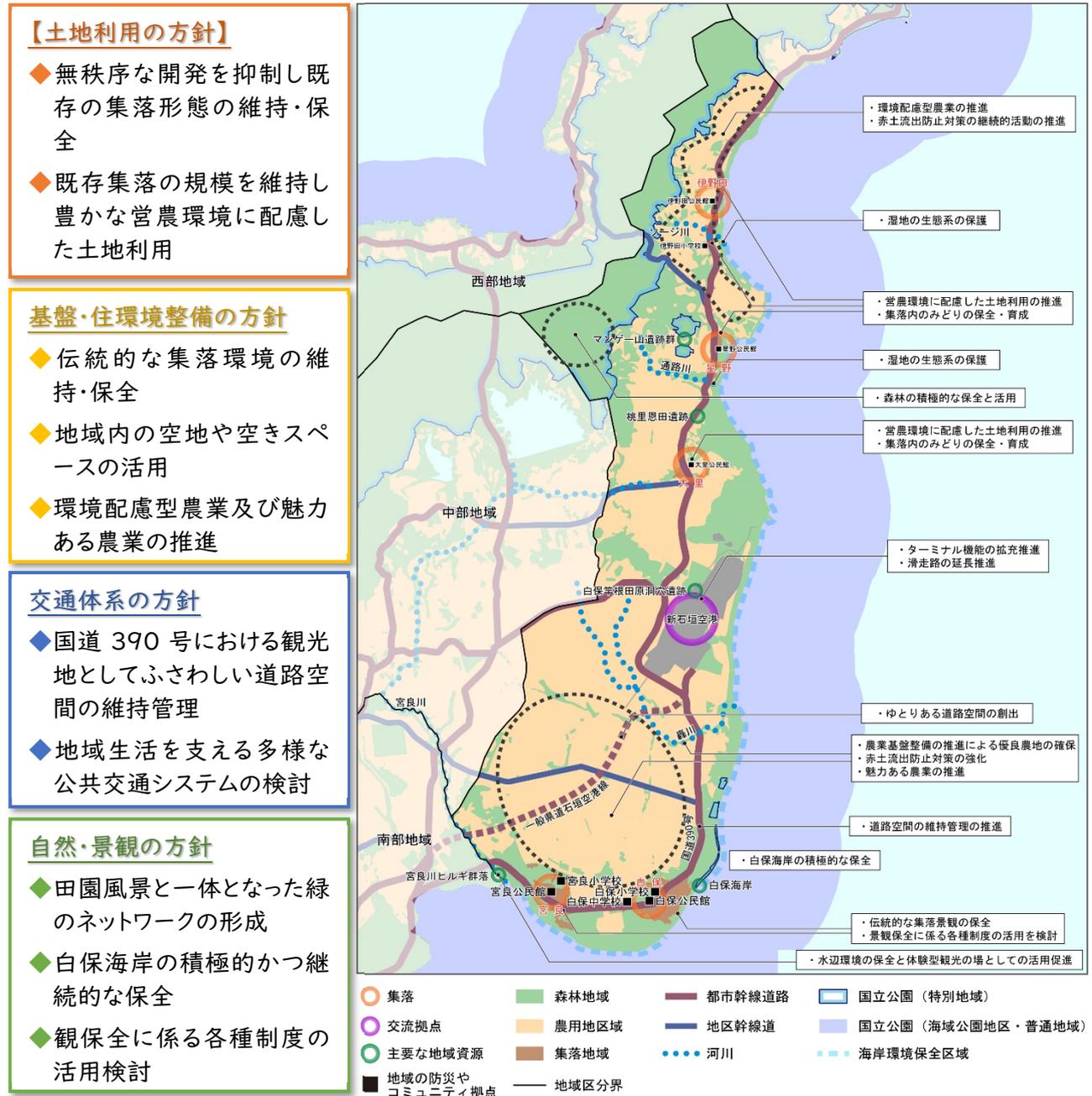
<地域の将来像>

空の玄関口と自然海岸・ヒルギ群落・田園風景が調和した地域づくり

空の玄関口としての必要な機能を拡充しつつ、伝統的集落景観を有する宮良集落や白保集落をはじめとする集落と田園風景が調和した地域づくりを目指します。また、宮良川のヒルギ群落や白保海岸のリーフを保全するとともに、豊かな自然環境を積極的に活用し、地域住民と来訪者の交流機会を創出し活力あふれる地域づくりを目指します。



まちづくり方針図【東部地域】



5. 南部地域

<地域の将来像>

石垣の伝統が息づき活気にみちたまちと緑豊かな地域づくり

市街地においては道路、下水道及び公園等の都市施設を計画的に整備し、快適な市街地形成を推進するとともに、津波に強く安心して暮らせるまちづくり形成を目指します。また、伝統的な集落環境の保全・活用による良好な住環境の形成により、市民だけでなく来訪者も石垣らしさを感じることができ、人々の活気に満ちたまちづくりを目指します。



バナナ公園展望台より市街地を望む

まちづくり方針図【南部地域】



土地利用の方針

- ◆ 都市拠点への機能集積と賑わいの向上
- ◆ 安全で安心して暮らせる市街地の形成
- ◆ 農地の保全・活用と秩序ある土地利用の推進
- ◆ 森林の維持と積極的な利活用

交通体系の方針

- ◆ アクセス向上の資する道路網の整備
- ◆ 交通結節機能の強化
- ◆ 公共交通の利便性向上
- ◆ 安全で快適な交通環境の構築

基盤・住環境整備の方針

- ◆ 既成市街地における都市基盤の整備推進と住環境の向上
- ◆ 新市街地の基盤整備の推進
- ◆ 基盤整備の推進による安全な住環境の形成

自然・景観の方針

- ◆ みどりのネットワークの形成
- ◆ フルスト原遺跡の観光・学習拠点としての活用を推進
- ◆ 新市街地における地区計画等の導入

第5章 まちづくりの進め方

1. 多様な主体との連携による計画の推進

(1) 市民等との協働によりまちづくり推進

各種施策・事業の推進にあたっては、まちづくりの情報を共有する場を積極的に設けるなど、より多くの情報を市民に向け発信するとともに、市民のまちづくりに対する意識醸成に取り組みます。

また、市民等と行政がそれぞれ役割分担と連携を図りながら、効率的かつ効果的で持続可能なまちづくりを推進します。

(2) 民間事業者等の活力導入と官民連携による事業の推進

行財政の効率化や多様化する市民ニーズに対応するため、市民や企業などが行政と連携した新たな公共サービスの提供を行う PPP・PFI の活用や、市民生活サービスの維持・充実に向けた民間施設の誘導など、民間活力を導入したまちづくりを推進します。

(3) 行政の体制づくり及び関係機関との連携

限られた財源の中で、効率的かつ戦略的にまちづくりを進めるにあたり、事業の必要性、緊急性などを全庁内で共有し、ハード・ソフトの両面で横断的な取り組みを推進します。

2. まちづくりの推進

(1) 個別計画と連携した実現

本マスタープランは、都市計画分野のみならず、環境、交通、福祉、産業、観光、行財政などの多様な分野と連携した取り組みが求められることから、各分野の個別計画とも連携を図りながら事業を推進します。

(2) 先進技術の活用

近年、IoT、ビックデータ、AI など新たな技術革新が進み、少子高齢化、都市部と農村部の格差などのまちづくりにおける様々な課題を克服するため、これらの技術を活用した Society5.0 の実現が期待されており、Society5.0 の実現加速のためスマートシティやスーパーシティの推進が図られています。

本市においても、これら先進技術と連携し、将来の都市の実態や課題などを効率的かつ正確に捉え、根拠に基づいた施策立案(EBPM)を推進します。

(3) SDGs による持続可能なまちづくりの推進

これらの目標の達成に向けては、自治体の果たすべき役割も大きいことから、本計画においても、SDGs(持続可能な開発目標)との関係性を意識して施策に取り組み、持続可能なまちづくりの推進を図ります。

3. 都市計画マスタープランの進捗管理と見直し

都市計画マスタープランは、目標年次を基準年の令和3年(2021年)から20年後の令和23年(2041年)と設定し、10年後の令和13年(2031年)を中間年次としており、長期的な方針であることから、その成果が得られるまでに一定の期間が必要と考えられます。そのため、今後の法制度の改正や人口・産業動向をはじめとする社会経済情勢の変化や市民の意向等を総合的に踏まえ、必要に応じて、適切に見直しを図ります。